

社会福祉法人役員及び評議員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人野百合会（以下「本会」という。）の定款第9条、定款第23条及び定款第31条に基づき、役員及び評議員、運営協議会委員等の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条による理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうちこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員とは、評議員選任・解任委員会運営細則第3条による者をいう。
- (6) 運営協議会委員とは、定款第27条による者をいう。
- (7) 法人に係る各種委員会委員とは、法人の各種規程に規定された委員をいう。
- (8) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (9) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬等の区分及び額)

第3条 役員等及び評議員の報酬は評議員会への出席等の都度、定款第9条に定める金額の範囲内で、別表第1に基づき支給する。ただし、報酬は税抜額とする。

- 2 評議員選任・解任委員の報酬総額は、年間170,000円とし、評議員選任・解任委員会業務への出席等の都度、別表2に基づき支給する。
- 3 理事の報酬総額は、年間1,680,000円とし、理事会等本会業務への出席等の都度、別表3に基づき支給する。
- 4 監事の報酬総額は、年間330,000円とし、理事会等本会業務への出席等の都度、別表4に基づき支給する。
- 5 運営協議会委員の報酬総額は、年間752,000円とし、運営協議会等本会業務への出席の都度、別表5に基づき支給する。
- 6 法人が定める各種委員会委員の総額報酬は、年額252,000円とし、本会業務への出席等の都度、別表5に基づき支給する。
- 7 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支払うものとする。ただし、退任慰労金の上限は100,000円とし、在任期間が1年未満の場合は支給しない。また、役員として法人の2つの役職についている役員のものとする。

退任慰労金は、在任期間の長い役職とする。

- | | |
|-------------------|----------------|
| (1) 評議員 | 報酬、退任慰労金 |
| (2) 評議員選任・解任委員 | 報酬、退任慰労金 |
| (3) 常勤理事 | 報酬（職員の給与規定による） |
| (4) 非常勤役員 | 報酬、退任慰労金 |
| (5) 運営協議会委員 | 報酬、退任慰労金 |
| (6) 法人が定める各種委員会委員 | 報酬 |

2 この法人の職員を兼務し職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬、退任慰労金は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

（報酬支払方法）

第4条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

（費用の弁償）

第5条 本会は、第2条第1項第1号から第7号による評議員、役員、運営協議会委員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については近接地外の旅行に関するものを対象とし、旅費規則に基づき算出されるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、第3条第1項から第5項に定める報酬を受け取る評議員、役員、運営協議会委員等には、その職務を行うために要する費用が報酬額を上回る場合に限り、その差額を支給する。

（支給形態）

第6条 報酬等及び費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる

2 報酬等及び退任慰労金は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

（公表）

第7条 この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

付則

- 1 この規程は、平成30年12月1日から施行する。
この規程の施行日をもって従前の「社会福祉法人野百合会役員等の費用弁償に関する規程」は廃止する。
- 2 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 3 この規程の一部を改正し、令和4年4月1日から施行する。

別表 1

評議員の報酬	報酬日額 (1人当たり税抜額)
評議員会への出席	10,000 円
評議員会の決議又は報告を省略する場合に同意 その他の意思表示をしたとき	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤、 その他理事長の職務を執行したとき	10,000 円
退任慰労金	在任年数×5,000 円

別表 2

評議員選任・解任委員の報酬	報酬日額 (1人当たり税抜額)
評議員選任・解任委員会への出席	10,000 円
評議員会の決議又は報告を省略する場合に同意 その他の意思表示をしたとき	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤、 その他理事長の職務を執行したとき	10,000 円
退任慰労金	在任年数×5,000 円

別表 3

理事長の報酬	報酬日額 (1人当たり税抜額)
理事会、評議員会への出席	15,000 円
理事会、評議員会の決議又は報告を省略する場 合に同意その他の意思表示をしたとき	8,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤、 その他理事長の職務を執行したとき	15,000 円
退任慰労金	在任年数×5,000 円

業務執行理事の報酬	報酬日額 (1人当たり税抜額)
理事会への出席	12,000 円
理事会の決議又は報告を省略する場合に同意 その他の意思表示をしたとき	6,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤、 その他業務執行理事の職務を執行したとき	12,000 円
退任慰労金	在任年数×5,000 円

理事の報酬	報酬日額 (1人当たり税抜額)
理事会への出席	10,000円
理事会の決議又は報告を省略する場合に同意その他の意思表示をしたとき	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤、その他理事の職務を執行したとき	10,000円
退任慰労金	在任年数×5,000円

監事の報酬	報酬日額 (1人当たり税抜額)
監事監査への出席	20,000円
理事会、評議員会への出席	10,000円
理事会の決議又は報告を省略する場合に同意その他の意思表示をしたとき	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤、その他監事の職務を執行したとき	10,000円
退任慰労金	在任年数×5,000円

別表4

運営協議会委員の報酬	報酬日額 (1人当たり税抜額)
運営協議会への出席	7,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤、その他運営協議会委員の職務を執行したとき	7,000円
退任慰労金	在任年数×5,000円

別表5

委員会等の委員の報酬	報酬日額 (1人当たり税抜額)
法人に係る各種委員会への出席	7,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤、その他委員の職務を執行したとき	7,000円